

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市交通局告示第14号に基づく入札等については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 1 月 24 日

2 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709 FAX 011-896-2790

3 入札に付する事項

(1) 業務の名称

ア 複写サービス 1

イ 複写サービス 2

(2) 予定数量

仕様書による。

(3) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

仕様書による。

(6) 入札方式

紙入札による事後審査入札方式

(7) 入札方法

上記 3 (1) の件名ごとにそれぞれ単価で入札に付する。

入札金額は、複写品 1 枚当たりの単価を記載し、この単位は銭の単位（1 円未満 2 けた）まで記載することができる。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中

でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

- (2) 開札の日時及び場所

【日時】

ア 令和7年2月7日(金) 17時05分

イ 令和7年2月7日(金) 17時10分

【場所】

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局庁舎5階 入札室

- (3) 入札書の提出

入札参加者は、入札書を次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書の提出期限及び提出先

- (ア) 提出期限

令和7年2月7日(金) 17時00分(送付の場合は必着のこと。)

- (イ) 提出場所

上記2に同じ

イ 提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び業務の名称を記載すること。外封筒(送付用封筒)には入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載し、『「(上記3(1)のうち該当する案件名)」の入札書在中』の旨を記載のうえ、上記アの提出場所あてに提出期限までに必着するよう提出すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず、外封筒(送付用封筒)に入れて送付すること。

- (イ) 入札書を直接提出する場合は入札書を封筒に入れ封緘し、その封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び業務の名称を記載し、上記アの提出場所あてに提出期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

- (ウ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年1月31日までの8時45分から17

時 15 分までの間で提出すること。（送付による場合は必着）

ウ 質問に対する回答

令和 7 年 2 月 7 日まで、上記 2 にて閲覧に供するとともに、札幌市交通局のホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 41 条による入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記(2)の日時及び場所にて行う。

イ 入札者又はその代理人で希望するものは、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

カ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入札（有効な入札に限る。）がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、2 回を限度とする。再度入札に関する事項については、入札者に対して別途通知を行う。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（あらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約

保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は交通事業管理者の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約

書の案に記名押印し、更に交通事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において交通事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 交通事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本局に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。